

## 川崎シンフォニーホール指定管理者連絡調整会議設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 川崎シンフォニーホールの適切な管理運営業務を実施し、業務の調整や情報の交換を図ることを目的として、川崎シンフォニーホール指定管理者連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 連絡調整会議は、次の事項について協議する。

- (1) 川崎シンフォニーホールの管理・運営に関すること
- (2) 川崎シンフォニーホール指定管理者の管理・運営事項に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

### (構成)

第3条 連絡調整会議の構成員は、次の者とする。

- (1) 川崎市市民文化局市民文化振興室長
- (2) 川崎市市民文化局市民文化振興室担当課長
- (3) 川崎市市民文化局市民文化振興室の川崎シンフォニーホールを担当する職員
- (4) 川崎シンフォニーホール指定管理者

### (議長及び副議長)

第4条 連絡調整会議に議長及び副議長を置き、議長は会務を総理する。

- 1 議長は、川崎市市民文化局市民文化振興室長をもって充てる。
- 2 連絡調整会議は、必要に応じて議長が招集する。
- 3 議長が必要と認める場合には、関係者を連絡調整会議に出席させることができる。
- 4 副議長は、川崎市市民文化局市民文化振興室担当課長をもって充てる。
- 5 副議長は、議長を補佐し、また、議長に事故あるときにその職務を代理す

る。

(庶務)

第5条 連絡調整会議の庶務は、川崎市市民文化局市民文化振興室において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営その他必要な事項は、議長が連絡調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。